

岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）を利用したい

岐阜県中小企業資金融資制度

県内の中小企業者に対し、地球環境の保全・改善を図るための事業資金等を融資する制度を設けています。

対象となる方

県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合

※ ただし、事業歴1年未満の方、岐阜県内で開業される方を対象とした資金もあります。

《中小企業者：資本金か従業員数のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。》

業種	資本金	従業員数 <small>（※常時使用する者）</small>	
	中小企業者	中小企業者	小規模企業者
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下

■ ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は別途規定

■ 宿泊業、娯楽業を営む従業員20人以下の事業者は小規模企業者として規定

■ 農林漁業、金融業、遊興飲食業、射場的娯楽業、銀行取引停止処分中の方、休眠会社等は対象となりません。

支援の内容

（H31.4.1現在） ※注：融資限度額の設備資金欄は、運転資金も併せた金額を掲載しています。

	資金名	融資利率	融資限度額 ※注		信用保証
			運転資金	設備資金	
元気企業育成資金 新たな事業展開等を行う“元気企業”を支援します。	新エネルギー等支援資金	年1.3%	4,000万円	10,000万円	年0.45~1.0%

※ 詳しくは、県商業・金融課ホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11363/shikinyushi/shikin-yushi.html>)

ご利用の方法

岐阜県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、岐阜県信用農業協同組合連合会、農業協同組合の本店等で融資の申し込み、相談を行っています。

※融資対象要件を満たした場合でも、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商業・金融課 資金融資係 TEL:058-272-8389

融資を受けて省エネルギー設備を導入したい

省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業補助金

省エネルギー設備を導入する民間事業者に対する民間金融機関等からの融資に対し利子補給を行います。

対象となる方

民間団体等（事業活動を営んでいる全業種の法人及び個人事業主）

支援の内容

1 対象事業

新設の工場・事業場等における省エネルギー設備の導入及び既設の工場・事業場等における省エネルギー設備の新設・増設を行う事業

2 利子補給率

融資利率の1%以内

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 TEL:03-3501-9726

業務用建築物に省エネ設備等を導入したい

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

民間企業等に対し、業務用建築物においてZEB実現に向けた省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等の導入や既存の業務用建築物等に対し、30%以上のCO2排出量削減効果の得られる設備等の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間企業等

支援の内容

1 補助対象事業

- (1) 業務用建築物においてZEB実現に必要な省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業
- (2) 既存の業務用建築物等に対し、30%以上のCO₂排出量削減効果が得られる設備等を導入する事業

2 補助率

- (1) 業務用建築物においてZEB実現に必要な省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業
2/3
- (2) 既存の業務用建築物等に対し、30%以上のCO2排出量削減効果が得られる設備等を導入する事業
1/2

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室 TEL:03-5521-8355

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

クリーンエネルギー自動車を導入したい

クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金

クリーンエネルギー自動車を導入する者に対し、その費用負担を軽減するため、補助金を交付します。

対象となる方

民間企業等

支援の内容

1 補助対象事業

電気自動車（含む燃料電気自動車）、プラグインハイブリッド自動車またはクリーンディーゼル自動車の導入

2 補助対象

- (1) 電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、第一種原動機付自転車、側車付二輪自動車、第二種原動機付自転車を除く）
- (2) プラグインハイブリッド自動車（EV 走行換算距離（JC08 モード）または WLTC モードが[※]40km 以上の車両に限る）
- (3) 電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの）
- (4) クリーンディーゼル自動車
- (5) 電気自動車（第一種原動機付自転車及び側車付二輪自動車）
- (6) 電気自動車（第二種原動機付自転車）
- (7) 外部給電器（電気自動車等から電力を取り出す装置）

3 補助率

- (1) 電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、第一種原動機付自転車、側車付二輪自動車、第二種原動機付自転車を除く）
補助対象経費の1/1以内
- (2) プラグインハイブリッド自動車（EV 走行換算距離（JC08 モード）または WLTC モードが[※]40km 以上の車両に限る）
補助対象経費の1/1以内
- (3) 電気自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの）
補助対象経費の2/3以内
- (4) クリーンディーゼル自動車
補助対象経費の1/1.5以内
- (5) 電気自動車（第一種原動機付自転車及び側車付二輪自動車）
補助対象経費の1/4以内
- (6) 電気自動車（第二種原動機付自転車）
補助対象経費の1/4以内
- (7) 外部給電器（電気自動車等から電力を取り出す装置）
補助対象経費の1/3以内

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 製造産業局 自動車課 TEL:03-3501-1690

再生可能エネルギー発電設備、発電・熱利用設備等を導入したい

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

民間企業、協同組合等に対し、再生可能エネルギー発電設備、発電・熱利用設備等の導入にかかる経費について支援を行います。

対象となる方

1 下記補助対象事業の1の(5)の事業を行う者

- (1) 民間企業
- (2) 青色申告を行っている個人事業主

2 下記補助対象事業の1の(1)から(4)及び(6)の事業を行う者

- (1) 独立行政法人
- (2) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (3) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (4) 医療法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (7) 法律により直接設立された法人
- (8) 上記(1)から(7)までの法人以外の法人であって、大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- (9) 民間企業(下記補助対象事業の1の(6)に限る)

支援の内容

1 補助対象事業

- (1) 再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入を行う事業
- (2) 再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入に係る調査・計画の策定を行う事業
- (3) 既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業
- (4) バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備等の余剰熱等を有効利用し、地域への面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業
- (5) 再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入を行う事業
- (6) 蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備の導入を行う事業

2 補助率

1/3、1/2、2/3等

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境計画課 TEL:03-5521-8233

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

CO2削減診断を受けた結果に基づき省エネ設備の導入をしたい

CO2削減ポテンシャル診断推進事業

民間企業等に対し、CO2削減診断を受けてもらい、その結果に基づき20%以上（中小企業は10%以上）のCO2を削減できる設備導入・運用改善のうち設備導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間企業等（直前年度の二酸化炭素間排出量が50トン以上3,000未満である事業所）

支援の内容

1 補助対象事業

日本国内の工場及び事業場等の事業所において、低炭素機器を導入する事業

2 補助率

(1) 中小企業

1/2

(2) (1)以外の民間企業の場合

1/3

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 市場メカニズム室 TEL:03-5521-8354

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

工場・事業場に省エネルギー設備を導入したい

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

民間事業者等（全業種の法人及び個人事業主）に対し、省エネルギー性能の高い機器及び設備並びに電力ピーク対策に資する機器及び設備の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間事業者等（全業種の法人及び個人事業主）

支援の内容

1 補助対象事業

- (1) 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業
既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等の改修やエネルギーマネジメントシステムの導入により、工場・事業場等における省エネ・電力ピーク対策を行う事業
- (2) 設備単位での省エネルギー設備導入事業
既存設備を補助対象設備ごとに定められた、省エネルギー効果の高い設備への更新を行う事業

2 補助対象設備

- (1) 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業
一定の要件を満たす全ての設備
- (2) 設備単位での省エネルギー設備導入事業
 - ・ 高効率空調
 - ・ 産業ヒートポンプ
 - ・ 業務用給湯器
 - ・ 高性能ボイラ
 - ・ 高効率コージェネレーション
 - ・ 低炭素工業炉
 - ・ 冷凍冷蔵庫
 - ・ 産業用モータ

3 補助率

- (1) 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業
1/4以内、1/3以内、1/2以内
- (2) 設備単位での省エネルギー設備導入事業
1/3以内、

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 TEL:03-3501-9726

業務用施設の部品・部材を高効率の部品・部材に交換したい

設備の高効率化改修支援事業

民間企業等に対し、業務用施設で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・追加により大幅なエネルギー効率の改善に直結する部品・部材の交換等に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間企業等

支援の内容

1 補助対象事業

業務用施設で使用されている設備の高効率化改修（エネルギー効率の向上、CO₂の削減に寄与する部品・部材の交換・追加）を行う事業

2 補助率

(1) 資本金1,000万未満の民間企業

1/2 (2/3)

(2) 資本金1,000万以上の民間企業

1/3 (1/2)

※ () 内の補助率については再生可能エネルギー由来の設備に限る。

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室 TEL:03-5521-8339

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

先進環境対応トラック・バスを導入したい

電動化対応トラック・バス導入加速事業

トラック・バス所有事業者に対し、電気自動車、ハイブリッド自動車の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

- (1) トラックを事業の用に供する者
- (2) バスを事業の用に供する者

支援の内容

1 補助対象事業

- (1) 事業者が電動化対応トラック・バス（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を含む）、ハイブリッド自動車の導入を行う事業
- (2) 事業者の敷地等に設置する普通充電設備あるいは急速充電設備の導入を行う事業

2 補助率

- (1) 電気自動車、ハイブリッド自動車（営業用車両にあつては大型ハイブリッドトラック及び電気トラックに限る）
標準的燃費水準の車両価格との差額の1/2
- (2) 電気自動車用充電設備
導入費用の1/2

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 TEL:03-5521-8301

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

先導的な低炭素技術認定製品等を導入したい

先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業

民間企業等に対し、先導的な低炭素技術認定製品等の導入、先導的な低炭素技術認定製品以外でエネルギー起源CO₂削減効果のある機器の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間企業等

支援の内容

1 補助対象事業

先導的な低炭素技術製品製品等の導入を行う事業

※ 先導的な低炭素技術認定製品とは、環境大臣指定設備・機器等一覧に属する設備・機器等のことであり、詳細は環境省にご確認ください。

2 補助率

(1) 先導的な低炭素技術製品製品導入

1/2

(2) 先導的な低炭素技術製品製品以外でエネルギー起源CO₂削減効果のある機器導入

1/3

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 市場メカニズム室 TEL:03-5521-8354

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器を導入したい

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業

民間事業者に対し、冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売店舗におけるショーケースその他の省エネ自然冷媒機器の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間団体

支援の内容

1 補助対象事業

冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売店舗におけるショーケースその他の省エネ自然冷媒機器を導入する事業

2 補助率

1 / 3

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室 TEL:03-5521-8329

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

再生可能エネルギー熱利用設備を導入したい

地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金

民間事業者等に対し、再生可能エネルギー熱利用設備を導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間事業者等

支援の内容

1 補助対象事業

補助対象設備の要件を満たす再生可能エネルギー熱利用設備を導入する事業

2 補助率

2／3以内、1／3以内

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 TEL:03-3501-4301

運送事業用ディーゼルトラック等を導入したい

低炭素ディーゼルトラック等普及加速化事業

中小トラック運送事業者に対し、低炭素型ディーゼルトラック、大型天然ガストラックの導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

中小企業等

支援の内容

1 補助対象事業

中小トラック運送事業者が保有車の燃費を改善するため低炭素型ディーゼルトラック、大型天然ガストラックを導入する事業

2 補助対象

燃費が一定以上のもの

3 補助率

標準的燃費水準のディーゼルトラックの価格との差額の1/3

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 TEL:03-5521-8301

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

燃料電池システム等を導入したい

燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金

設置者に対し、家庭用燃料電池システム（エネファーム）や業務・産業用燃料電池システム等の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間団体等

支援の内容

1 補助対象事業

燃料電池システム導入事業

2 補助率

定額、1／3以内

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室 TEL:03-3501-7807

融雪設備を導入したい

廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業

民間事業者に対し、地中熱、地下水熱、温泉熱や下水廃熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備や、バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を融雪のために使用できる設備の導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間企業等

支援の内容

1 補助対象事業

地中熱、地下水熱、温泉熱や下水廃熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備や、バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を融雪のために使用できる設備を導入する事業

2 補助率

1 / 2

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室 TEL:03-5521-8339/8355

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

連結トラック、スワップボディコンテナ車両、鮮度保持コンテナを導入したい

物流分野におけるCO2削減対策促進事業

民間事業者がトラック輸送の高効率化に資する連結トラック及びスワップボディコンテナ車両の導入並びに物流事業者等が新たな物流コールドチェーンの構築に必要な高品質低炭素型の鮮度保持コンテナの導入に要する経費について支援を行います。

対象となる方

民間企業等

支援の内容

1 補助対象事業

- (1) トラック輸送の高効率化に資する連結トラック及びスワップボディコンテナ車両を導入する事業
- (2) 新たな物流コールドチェーンの構築に必要な高品質低炭素型の鮮度保持コンテナを導入する事業

2 補助率

- (1) トラック輸送の高効率化に資する連結トラック及びスワップボディコンテナ車両を導入する事業
 - ・連結トラックを導入する場合
1/3
 - ・スワップボディコンテナ車両を導入する場合
1/2
- (2) 新たな物流コールドチェーンの構築に必要な高品質低炭素型の鮮度保持コンテナを導入する事業
通常の保冷コンテナとの差額の1/2

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 低炭素物流推進室 TEL:03-5521-8329

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134

再生可能エネルギーを活用した事業について支援を受けたい

エネルギー活用サポートデスク事業

県庁内に設置した「エネルギー活用サポートデスク」のコーディネーターにより、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進に取り組む事業者の事業検討、産学金官のマッチング、販路開拓などを伴走型で支援します。

対象となる方

再生可能エネルギーの導入・省エネルギー対策を進めたいと考えている事業者

支援の内容

1 コーディネーターによる相談窓口の設置

新エネルギーの導入・省エネルギー対策を検討する際の各種相談（事業推進、法令関係等）に対し、専門知識を持つエネルギー活用コーディネーターがアドバイス等を行います。

2 事業者・市町村等への橋渡し

創出するエネルギー（電力・熱・水素等）を活用したい事業者・市町村等との事業のマッチングの橋渡し等を行います。

3 情報提供

事業推進に関係する法令等とその担当連絡先、県や市町村の支援制度（補助制度等）の情報を県のホームページにて提供します。

URL : http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-sangyo/11353/energy_support.html

4 受付期間

随時

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課エネルギー係 TEL:058-272-8835

設備運用や省エネ設備導入について診断を無料で受けたい

中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

中小企業等に対し、専門家による現地診断及び診断結果の報告・改善取組等の提案を無料で実施します

対象となる方

中小企業等

支援の内容

1 事業内容

中小企業等に対して、専門家による現地診断及び診断結果・改善取り組み等の提案を無料で実施する。

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 TEL:03-3501-9726

大学等と連携してエネルギー分野の新製品・新サービスを開発したい

次世代エネルギー産業創出コンソーシアム事業

次世代エネルギー産業を創出するため、産学金官連携による「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」を設立し、大学などの研究機関が有する技術シーズと県内企業の新製品・サービス開発ニーズのマッチング、次世代エネルギー技術の開発・製品化の促進に向けた取組みに対し支援等を行います。

対象となる方

岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム会員により構成されたワーキンググループ（以下「WG」という。）

支援の内容

1 補助対象事業

太陽光・風力・小水力・バイオマス・地中熱等の「再生可能エネルギー」、燃料電池・蓄電池等の「最先端のエネルギー技術」、高効率機器・断熱材等の「省エネルギー技術」など、次の時代の主流として期待が持てるエネルギーや技術に関連した新商品・新サービスを創出するための調査活動及び研究開発事業。

2 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム理事長が認める経費

（人件費、消耗品費、製品試作費及び性能試験費等）

3 補助限度額

上限 200 万円（一部事業については上限 400 万円）

4 補助率

補助対象経費の 1/2 以内

5 募集期間

平成 31 年 3 月下旬から平成 31 年 4 月下旬

6 備考

補助対象経費等の詳細については、県のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-sangyo/11353/energy.html>)

ご利用の方法

岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアムに入会いただき、補助金交付申請書を提出してください。

入会申込書ダウンロード

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-sangyo/11353/energy.data/nyukai.doc>)

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部新産業・エネルギー振興課エネルギー係 TEL:058-272-8835

環境経営体制の構築支援を受けたい

パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組促進事業のうち、 SBT・再エネ100%目標等推進事業

中小企業に対し、環境経営の専門家を派遣し、エコアクション21をベースにした省エネルギー・CO2排出削減及び環境経営の体制構築を支援する事業環境経営体制の構築支援を行います。

対象となる方

中小企業

支援の内容

1 事業内容

中小企業に対し、環境経営の専門家を派遣し、エコアクション21をベースにした省エネルギー・CO2排出削減及び環境経営の体制構築を支援する事業環境経営体制の構築支援を行います。

ご利用の方法

以下の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

環境省 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 TEL:03-5521-8229

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 TEL:03-5521-8249

環境省 中部地方環境事務所 環境対策課 TEL:052-955-2134